

お知らせ版



元気アップ栄養教室 「悪玉コレステロール」

野菜や魚を積極的に摂取することが、悪玉コレステロール値の改善につながります。特に外食や惣菜の利用が多い方は、これらが不足してしまいがちです。手軽で美味しい野菜と魚料理を紹介しますので、ぜひご参加ください。

- ▼対象 上三川町民の方(おむね20歳〜74歳くらい)
- ▼日程 1月22日(月)
- ▼時間 午前9時30分〜午後1時30分
- ▼場所 上三川いきいきプラザ
- ▼申込み 1月15日(月)までに健康課へご連絡ください。
- ▼費用 500円
- ▼持ち物 エプロン、三角巾(バンダナ)、スリッパ、タオル
- ▼定員 25名

▼問い合わせ先 健康課 成人健康係

☎56 9133

平成29年度の健康マ イレージ事業は2月 で終了します

健康マイレージを実施し、参加記念品の申請をされていない方は、2月28日(水)までにチャレンジシートを健康課成人健康係まで提出してください。

なお、未実施の方も今月から始めれば間に合います。商品券などのプレゼントに加えて、町の特産品(トマト・豚肉)が抽選で当たりますので、ぜひ挑戦してください。

▼問い合わせ先 健康課 成人健康係

☎56 9133

今月の納期 納期限1月31日(水)

町県民税	第4期
国民健康保険税	第7期
介護保険料	第5期
後期高齢者医療保険料	第7期

上三川町赤ちゃん誕 生祝い金制度について

この制度は、第3子以降の子の誕生について健やかな成長を願い祝うとともに、誕生祝い金を支給することにより子育てに要する経費の軽減を図るものです。

▼支給対象者

- 第3子以降の子を出産した方又はその配偶者で、次に掲げる要件をすべて満たす方
- 出産の日まで引き続き1年以上当該住所を有している。
- 出産した子以外に、現に2人以上の児童を養育している。
- 祝い金の金額
- 第3子以降の子1人につき20万円
- 必要書類等
- 上三川町赤ちゃん誕生祝い金支給申請書

今月の休日納税相談

日時=1月28日(日)
午前 8時30分~正午
場所=1階 税務課窓口
連絡先=税務課 納税係
☎56 9121

○印かん

○戸籍謄本(上三川町に本籍がある方は必要ありません)

▼申請期限

出産日の翌日から1年以内

▼申請方法

必要書類をそろえて福祉課子ども・子育て係へご申請ください。

▼問い合わせ先 福祉課 子ども・子育て係

☎56 9130

カラス駆除の実施について

カラスによる農作物への被害を防止するため、有害鳥獣の駆除を実施します。駆除は銃器を使用して行いますので、ご理解、ご協力くださるようお願いいたします。

丸宇興業(株)

丸宇興業のリフォームで二重丸◎ 100

県内初、リフォームでTポイント進呈中
い ろ よ く まんてん

☎ 0120 164910点

日産・磯川緑地公園となり

上三川町 交通事故発生状況

	10月	11月
件数	16件	10件
負傷者数	23人	13人
死者数	1人	2人

☎56 9138

- ▼日時 1月27日(土)・28日(日) 午前7時〜午後5時
- ▼実施場所 上三川町内全域
- ▼対象鳥獣 カラス
- ▼問い合わせ先 産業振興課 農産園芸係

野生鳥獣の捕獲等について

野生鳥獣による農作物被害防止や生態系のバランスを保持するためには、捕獲等による野生鳥獣の個体数管理が必要であり、これらの捕獲等を行う狩猟者は、人と野生鳥獣の共生や自然環境の保全に大きく貢献する存在と言えます。特に狩猟期間(11月15日～2月15日)にあつては、山林等に入る際は次のことに注意してください。

- ・狩猟者(ハンター)が入っている場所や猟銃の音がした方向には近づかない。
- ・明るい色や目立つ服装で、ラジオや鈴などを携行し、自分の存在をアピールする。
- ・わな設置の標識がある場所には近づかない。

狩猟期間以外でも許可による捕獲等が行われていることがありますので十分注意してください。

▼問い合わせ先 Ⅱ
 産業振興課 農産園芸係
 ☎(56)91388

空き家等の適正管理のおねがい

空き家等の所有者等(相続人を含む)は、常に空き家等を適切に管理する責任と義務があります。つきましては、地域住民の迷惑にならないように、定期的な除草、樹木の伐採等の管理をお願いします。

▼問い合わせ先 Ⅱ
 建築課 計画係
 ☎(56)9145

町営住宅入居者向け 駐車場利用者募集

▼募集駐車場 Ⅱ
 下町共用駐車場 4区画
 ※町営住宅入居者または同居者のみ応募できます。

▼問い合わせ先 Ⅱ
 建築課 計画係
 ☎(56)9145



町営住宅入居者募集

▶募集住宅・家賃月額＝

下町第一町営住宅	3DK (昭和54年築)	2戸	12,600～ 24,800円
下町第二町営住宅	3DK (平成5年築)	1戸	19,000～ 37,300円

▶受付期間＝1月4日(木)～15日(月)
 (土日、祝日を除く)

※家賃は、入居者の年収等により決まります。
 ※入居には、家賃の3か月分の敷金が必要です。

※入居可能日は、翌月1日になります。

▶問い合わせ先＝

建築課 計画係 ☎(56)9145

地域内生活道路の除雪作業の協力願ひ

昨今の異常気象により、今年も大雪になることが想定されます。町では幹線道路や通学路などの除雪作業を町内の建設業者に依頼し実施していますが、全ての道路の除雪作業を行うことは、大変困難な状況にあります。地域内の生活道路につきましては、引き続きご近隣の方による地域ぐるみの除雪作業をお願いいたします。また、除雪した雪は狭い道路などの民有地に置くこととなるかと思いますが、改めてご理解とご協力をお願いいたします。

▼問い合わせ先 Ⅱ
 都市建設課 管理係
 ☎(56)9146



都市公園内水道の休止について

冬期の水道管凍結防止のため、一部の都市公園内の水道を次の期間休止します。また、当該期間はトイレの使用もできなくなります。ご迷惑をおかけしますがよろしくお願ひします。

▼水道休止期間 Ⅱ
 平成29年12月28日(木)～平成30年2月28日(水)

▼問い合わせ先 Ⅱ
 都市建設課 管理係
 ☎(56)9146

宅内接続のお願い

下水道・農業集落排水が利用できる地域の皆様は、すみやかに接続(排水設備工事)をお願いいたします。また安心安全な上水道の利用もお願いいたします。

給排水工事は、給水主任技術者又は排水責任技術者認定資格者のいる、指定工事業者(指定店)で施工しなければなりません。

▶問い合わせ先＝上下水道課

業務係 ☎(56)9168

上水道係 ☎(56)9169 下水道係 ☎(56)9144

国民健康保険の加入・脱退の手続きの窓口が一部変更となります！

今まで、国民健康保険加入・脱退の手続きは、すべて住民生活課となっていました。が、マイナンバーによる情報連携の運用が開始され、国民健康保険の手続きの一部が保険課に変更となりました。次の場合は、手続きの窓口が保険課となりますのでご注意ください。

- 職場等の健康保険に加入して国民健康保険をやめるとき
 - 職場等の健康保険をやめて国民健康保険に加入するとき
 - 生活保護を受けることになり国民健康保険をやめるとき
 - 生活保護が廃止となり国民健康保険に加入するとき
- このほか、住所の変更や世帯の変更など住民票の異動が伴う国民健康保険の資格の変更は今までどおり住民生活課となります。
- ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いたします。

▼問い合わせ先

保険課 国保年金係
☎569134

**国民年金
新成人のみなさんへ
20歳になったら国民年金**

国民年金は、老後やいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気・ケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

●将来の大きな支えになります
国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため安定していて、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

●老後のためだけのものではありません

＜障害基礎年金＞

病気や事故等で重い障害が残ったときに受け取ることが

できる年金です。

受け取るためには、納付の要件や障害の程度について年金機構の審査があります。

＜遺族基礎年金＞

加入者が亡くなった場合、その人により生計を維持されていた遺族（18歳未満の子のある妻）18歳未満の子が受け取ることができる年金です。受け取るためには、納付月等の要件があります。

●保険料の納付が困難な場合は「学生納付特例制度」免除・納付猶予制度がありますので、ご相談ください。

▼問い合わせ先

保険課 国保年金係
☎569134
宇都宮西年金事務所
☎028(622)4281



年末年始ごみ収集等の休日について

▶ごみ収集及びし尿くみとりの休日＝

- ・ごみの収集
12月30日(土)～1月3日(水)
- ・し尿のくみ取り
栃南産業(株)
12月28日(木)正午～1月3日(水)
(有)マルフジ
12月29日(金)～1月4日(木)

▶クリーンパーク茂原の休業日＝

12月30日(土)～1月3日(水)

▶問い合わせ先＝

ごみ 住民生活課 生活環境係 ☎569131
し尿 栃南産業(株) ☎535557
(有)マルフジ ☎566544
クリーンパーク茂原 ☎028(654)0018

年末年始は自動交付機・証明書のコンビニ交付を停止します

▶停止期間＝12月29日(金)～1月3日(水) 終日停止

▶停止するサービス＝

住民票・印鑑登録証明書自動交付機(役場内設置)
住民票・印鑑登録証明書・所得証明書コンビニ交付

なお、1月4日(木)からは、通常どおりご利用いただけます。ご理解とご協力をお願いいたします。

▶問い合わせ先＝

住民生活課 総合窓口係 ☎569125

在宅医療講演会

町民の方を対象とした在宅医療に関する講演会を開催します。ぜひご参加ください。
 「最期まで自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けていくために」

▶講師＝

あきやま まさこ
 秋山 正子 先生

(株)ケアーズ 白十字訪問看護ステーション統括所長
 暮らしの保健室 室長

NPO法人 白十字在宅ボランティアの会 理事長

NPO法人 maggie's tokyo 共同代表

▶日時＝2月16日(金)午後1時30分～3時30分
 (受付午後1時～)

▶場所＝上三川いきいきプラザ 大会議室

▶参加費＝無料

▶定員＝100名(先着順)

▶申込方法＝保険課高齢者支援係まで電話又はFAXでお申し込みください。

▶主催＝県南健康福祉センター、上三川町

▶問い合わせ先＝

保険課 高齢者支援係

☎(56)9102 FAX(55)1407

障がい者控除対象者 認定書交付について

所得税法や地方税法では、申告する本人または扶養親族が障がい(または特別障がい)に該当する場合、障がい者控除を受けられます。満65歳以上で障がいのある方は、手帳がなくても、これらの障がいに基づいて、町長が発行する「障がい者控除対象者認定書」を確定申告時に提出することで障がい者控除を受けることができます。

▼対象者の条件

①町内に住所を有する65歳以上で、要介護認定を受けている知的障がい、又は、身体上の障がいのある方(介護保険被保険者証又は、介護保険資格者証の写しをお持ちください)

②町内に住所を有する65歳以上で、障がい福祉サービス受給者証を受けている知的障がい、又は、身体上の障がいのある方(受給者証の写しをお持ちください)

▼問い合わせ先

①に該当する方
 保険課 高齢者支援係

☎(56)9102
 FAX(56)6868

②に該当する方

福祉課 福祉人権係
 ☎(56)9128
 FAX(56)6868

1月は受益者負担金の納付月です

受益者負担金とは下水道が整備された区域の人にその建設費の一部を負担していただく制度です。

1月31日(口座振替日は22日)は受益者負担金第四期分の納期限になりますので、分割納付をお選びになられたお客様につきましては、納期までに納付(前日までに口座残高の確認)いただきますようお願いいたします。

なお、納期を20日以上過ぎますと督促手数料が発生しますので、ご注意ください。

▼問い合わせ先
 上下水道課 業務係
 ☎(56)9168

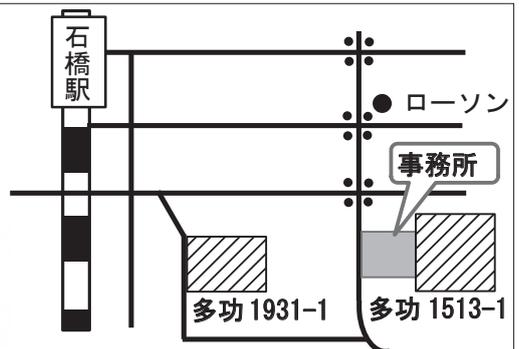


入居募集 戸建3DK
有限会社 石崎

営業時間 午前9時～午後7時 / 年中無休

TEL: 0285-39-7755

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功 1874



家屋を取り壊したら

固定資産税は毎年1月1日現在、土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。

町では、家屋の新增築・取り壊しの調査に努めています。特に取り壊しの場合、把握できないことがありますので、家屋を取り壊した方又は取り壊す予定のある方は、税務課までご連絡ください。ようお願いします。

▼問い合わせ先

税務課 資産税係
☎(56)9123

償却資産の申告は1月31日(水)まで

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産(事業用)の所有者に対しても課税されます。平成30年1月1日現在、町内に償却資産を所有している方は、1月31日(水)までに申告してください。

▼申告の対象となる資産

平成30年1月1日現在、町内に存在する事業用資産(土地・家屋を除く)のうち、減

価償却費が損金や必要経費に算入される資産で次のようなもの。

○構築物(門、塀、看板、駐車場の舗装路面等)
○機械、装置及びこれに付帯する設備

○船舶(ボート、釣船等)
○車両(フォークリフト等、ただし自動車税、軽自動車税対象車両は除く)

○工具、器具、備品(机、椅子、パソコン、陳列ケース等)
※申告用紙は税務課にありま

す。なお、平成29年に申告のあった方には12月中旬に申告書を送付していますが、届いていない場合にはご連絡ください。

▼問い合わせ先

税務課 資産税係
☎(56)9123

広報モニター募集

「広報かみのかわ」について意見等を報告していただく、広報モニターを募集します。

- ▶募集人員=6名
 - ▶対象=町内に在住、または在勤し、20歳以上の町民で広報紙に関心を持ち、モニターとして熱意のある方
 - ▶任期=委嘱の日から平成31年3月31日まで
 - ▶応募方法=住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を電話、FAX、Eメール又は直接企画課情報広報係へ
 - ▶募集締切=2月28日(水)まで
- ※募集人員を超える場合は、地域・年齢などを考慮し決定させていただきます。
- ▶問い合わせ先=企画課 情報広報係
☎(56)9117 FAX(56)6868
Eメール webmaster@town.kaminokawa.tochigi.jp

福祉のお仕事就職フエアのお知らせ

福祉のお仕事に就きたい方と求人事業所との相談会。福祉の仕事や資格の相談もできます。(参加無料・申込不要)

▼日時=2月17日(土)

午後1時~3時30分

▼会場=とちぎ健康の森

(宇都宮市駒生町3337-1)

▼問い合わせ先

栃木県社会福祉協議会

福祉人材・研修センター

☎028(643)5622

石綿による疾病の補償・救済

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

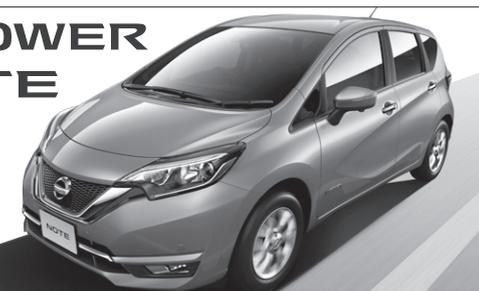
中皮腫などで亡くなった方

が過去に石綿業務に従事していた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性があります。ありの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

▼問い合わせ先

栃木労働局労働基準部労災補償課

☎028(634)9118



e-POWER NOTE

NISSAN 栃木日産 上三川店 ☎0285-56-7723

こころの相談

開催日＝1月28日(日)
2月23日(金)
相談時間＝午前9時午後0時20分
(1人あたり1時間)
場所＝上三川いきいきプラザ
共用相談室
相談員＝カウンセラー
申込期間(予約制)
＝相談の1週間前まで(土日祝日は除く)
費用＝無料
▶問い合わせ先＝
健康課 成人健康係
☎56 9133

隣保相談

地域住民の生活上の相談、人権にかかわる相談に応じます。
▶日時＝1月13日(土)
午前10時～正午
▶場所＝東館南集会所
▶問い合わせ先＝
福祉課 福祉人権係
☎56 9128

法律相談

日時＝1月21日(日)
午前10時～午後1時(1人20分)
場所＝上三川いきいきプラザ
共用相談室
相談員＝栃木県弁護士会弁護士
申込期間(予約制)
＝1月4日(木)～19日(金)
費用＝無料
連絡先＝福祉課 福祉人権係
☎56 9128 FAX56 6868

心配ごと相談

日時＝第2・第4水曜日
午前9時～正午(祝日を除く)
場所＝上三川いきいきプラザ
共用相談室
内容＝日常生活上に生じる心配ごと、
困りごとなど
問い合わせ先＝
上三川町社会福祉協議会
☎56 3166

平成30年度入札参加資格申請(単年度受付)

平成30年度分の、町の建設工事・建設コンサルタント・物品等の入札参加資格申請の受付を次のとおり行います。今回の受付は、昨年度に行われた平成29・30年度分に申請されなかった方が対象で、すでに入札参加資格を得ている方は不要です。

- ▶期間＝2月1日(木)～15日(木)(必着)
- ▶受付方法＝郵送または宅配(記録が残るもの)
ただし、町内に本店、支店又は営業所を有していれば持参による受付もできます。
- ▶提出先＝〒329-0696
上三川町しらさぎ一丁目1番地
総務課 管財係まで
- ▶申請種別＝建設工事・建設関係コンサルタント・物品役務
- ▶製本方法＝製本不要。クリアホルダーに挟み込んで提出いただきます。
- ▶記載要領＝ホームページ上に掲載。総務課窓口でも配布しています。
- ▶問い合わせ先＝総務課 管財係 ☎569114

農村環境改善センター を利用してみませんか

改善センターは、農村経営や生活改善の合理化、あるいは地域の皆さんの健康増進とコミュニケーションを深めるための施設です。
施設には、多目的ホールや会議室、和室、調理実習室、研修室等が在りますので、余暇活動や地域でのサークル活動等で利用してみませんか。

▼開館時間

火～土曜日
午前9時～午後9時30分
日曜日・祝日
午前9時～午後5時

- ▼休館日
月曜日
12月29日～翌年1月3日
- ▼利用できる方
町民及び町内に勤務している方
- ▼利用料
有料(詳細は公社までお問い合わせください)
- ▼申込方法
1か月前から公社窓口にてお申し込みください。
- ▼問い合わせ先
(公財)上三川町農業公社
☎56 4312

【とちぎ救急医療電話相談】

大人(15歳以上)の救急電話相談
#7111 又は ☎028-623-3344 【毎日】午後6時～午後10時

【とちぎ子ども救急電話相談】

お子さんが急な病気やけがで心配なとき…
#8000 又は ☎028-600-0099
【月～土曜日】午後6時～翌朝8時
【日・祝日】午前8時～翌朝8時(24時間)

